介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取り扱いについて

愛荘町福祉課

1．報告の対象となる利用者

　　町の被保険者および本町に所在する施設・事業所の利用者

2. 報告の対象となるサービス

介護保険適用サービス（基準該当サービスを含む）

3．報告の対象となる事故

* 1. 対人事故

介護サービスの提供により発生した死亡事故、または外傷、誤えん、異食、誤与薬のうち医療機関および施設内において治療もしくは入院を必要とした事故。

※擦過傷や打撲等比較的軽微なものは除く

* 1. 対物事故

介護サービスの提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生した事故、または発生する可能性のある事故。

* 1. 感染症の発生

介護サービスの利用者のうちから感染症または食中毒の患者が発生し、他の利用者への介護サービスの提供に影響を及ぼす恐れのある事故。

* 1. 従業員の不祥事

従業員の法令違反および不祥事等により、利用者への介護サービスの提供に影響を及ぼすおそれのある事故。

* 1. その他報告が必要と判断される事故。

4. 報告の内容

　　介護保険事故報告書（別記様式）のとおりとする。

5. 報告の手順

　　事故報告の第1報は、少なくとも別紙 事故報告書の１～６の項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出を行う。

　　その後、状況の変化等に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告を行う。

※緊急性・重大性の高い事故については、直ちに町へ電話等により報告を行う。

7．町の対応

　　・事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握を行うとともに必要に応じて事業者に資料提出を求め、調査・指導等を行う。

　　・発生した事故が滋賀県または滋賀県国民健康保険団体連合会において対処する必要があると認めた場合は、状況の報告を行う。

　　・発生した事故のデータを分析し、その結果を事業者へ紹介することで、注意喚起、事故の未然防止を図る。

8．その他事業者の対応

・事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員に周知する。

・発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。